住宅の設計監理研究会 き建築 編著 律 家に 贈る

彰国社

アート・ディレクション/デザイン=水野哲也 (Watermark)

会そのものといえるのです。 街は構成され、人々の歴史や文化や価値観を如実に表現していきます。 存在します。 築は、人間がいなければ存在しないからです。人間に希望や夢や情熱があるからこそ、建築は 建築をつくることは、古来からある崇高な仕事です。建築は社会そのものです。なぜなら建 つまり建築は人の心でつくられているのです。そして、それら一つ一つの建築で それゆえに、 建築は社

注いでいきます。 全・安心といった諸々の事柄に心を配りながら、 建築家は委任された契約事項・法的条件・機能・予算・スケジュール・生命・心身の健康・安 面的に賛同してくださったときのみ、建築をつくるための資金が用意され、建築が生まれます。 に実現させるか? さらに喜んでいただくためにはどうしたらよいか?」を夢中になって考え や情熱に耳を傾けるところから始まります。 建築家という職業は、日本では明治時代に誕生しました。建築家の仕事は、 最良と思われる案を提案し修正を重ねていきます。 対話を続けながら「建築主の夢や希望をどのよう 各部の設計と品質確保のための監理に情熱を 建築主がその提案に対して感動し、全 人々の希望や夢

とが建築家の必要条件ですが、 付加価値 のように建築主に最大の喜びと満足を味わっていただくために、 の高い成果を出すのが建築家の仕事です(日本では建築士の資格を持 十分条件かどうかは判断の分かれるところです)。 日 々、 覚悟を持 っているこ 5 て努力

うとします。 それぞれの立場で協力しながら、 しく建築をつくり出すには、 お互い大きなエネルギーを傾けて幸せな建築を世に送り出そ 大きなエネルギ が必要です。 建築主、 建築家、 施工者

はなぜなのでしょう。 うことで、解決の道が開かれます。 くことが原則です。 建築をつくるためには、互いに信頼し合い、 時を費やさなければならないような事態になるという類の話が増えてきたように思わ ところが近年、 建築主との間 たとえ何らかの理由で不具合が生じても、 で、 それでもなお、建築主と建築家の間でトラブルが起きる 建築家が予想もし また感謝し合い、 なかった事柄で苦境に陥 互いに心を交わせ、 それぞれの義務を果たしてい り、 よく話し合 不毛 'n な います。

着してい 私たちはその原因として、 ないからだと気がつきました。 設計と監理 の正し 11 内容が社会の共通認識として、 まだ明快に 定

具体的な事柄に対して義務と責務を明記して契約は成立します。 す契約では、 現代社会では、 建築をつくる上で最も大事な細部が具体的に決まっていません。 ほとんどのことが契約という約束事で成り立ってい しかし、 ます。 建築家が建築主と交 契約者の 工事現場の状 双方が

うことを理解しないで建築行為を進めていくと、 にしたいと考えています。 という契約概念でないと、 の出発点が違うのです。建築家が建築主と交わす契約は、 約束した内容どおりに実行するという相互理解のもとに成り立っているのに対して、 る変更は起こり得る」ことを前提にしないと成り立ちません。 いと判断して設計変更をすることも生じます。建築工事では設計変更が生じることもあるとい によっ 建築の設計・監理業務の契約は「建築主の了解を得ながらではありますが、工事現場におけ ては工事方法の変更も生じますし、 設計・監理業務をなすことはできません。 工事の進捗につれて設計内容を修正 建築主と建築家の間に齟齬が生じてきます。 医師や弁護士と同じように 社会全般に通用している契約は この点についても明らか したほう そもそも 「委任」

ために本書を執筆しました。 建築の設計・監理業務について曖昧 監理という仕事の義務と責任、 若い世代が建築の世界に魅力を感じて入ってこなくなっ その範囲を確か な相互認識の 違 なものにして、広く社会に知 いを正し、 てしまいます。 正確な情報を広め そこで、 っ て てもらう U 建築の か なけ

あってほ 主に住宅の設計と監理をする建築家が、 しいことを、わかりやすく書いています。 仕事の 中で陥りやす 17 トラブル や、 0)

n は 本書では、 つ 0 事柄を違 同じ言葉が繰り返し出てきますし、 った視点から見てい るためです 互いに矛盾のある論旨があっ が、 本質の姿は何ら変わることはありま たりします。

立に向けて一緒に歩を進めていけることを祈念いたします。 本書によって、若い建築家や法律家に実情をぜひ知っていただき、建築の設計・監理業務の確 せん。建築の設計・監理業務の本質を理解してもらうことが大事なことだと考えています。 私たちは建築の設計・監理業務を、日々悩みながら、また苦労を重ねながら行っています。

瀬戸本 淳

はじめに 用語の意味 3 15

### 建築主とのか か IJ における心得

17

01 知的生産は無償ではないと知らしめよう食い逃げは許すまじ 18

02 水戸黄門の印籠 工事監理ガイドラインが一人歩きする

04 03 千里の道も|歩から 所員のやったことも建築家の責任 「秘書が…」 は通用しない

24

信頼は、監理記録と報告の積重ね

27

CONTENTS

### 05 「施主」はもう絶滅した 30

施主から建築主に変わった

#### 06 建築主が品質を決める 「おまかせ」でいい の は寿司屋だけ 33

07 建築家の裁量は無限ではない 白紙委任はあり得ない 37

## 08 工務店が倒産したら、クレームは工事監理者に向かう 八つ当たり

#### 09 理解する努力を促すのも仕事のうち 素人だからわからない? 43

10

NOが言える建築家

#### 11 よっ、 大棟梁!

建築主に「できない」を言えない建築家の末路

工事現場ではあくまでも工務店が主役

監理者が踏み込めない工務店の領分 工事監理者は専制君主?

52

12

## 13 設計は言い訳の積重ね?

55

プロだからできる説明を記録に残す

## 14 天然素材は要注意

材料を決定する前にデメリットの説明を

すべてを不満の種にしかねない雨漏りへの対応 坊主憎けりゃ袈裟までも 61

15

待て! 話せばわかる

64

工事中の設計変更は要注意

16

## 17 「ええもん安い」はCMだけ 67

予算オーバーの設計は契約違反?

## 18 見果てぬ夢 — The Impossible Dream 71

建築主の要望を超えた価値を持つ建築が生まれるとき

19 工事監理報酬と責任は比例しない 「お金じゃないよ」と言いたい けれど 74

### 20 建築主の甘いささやき 77

安易な妥協は命取り

80

## における心得

施

工者との

か か わ W

## 22 工事請負契約書に監理者の押印は必要か監理者の押印 84

23 安物買いは工事監理者泣かせ 87

施工者の技量で監理費も変わる

25 24 建物は管理と監理でつくる 同音異字で二人三脚 90

工事監理は抽出確認

工事監理は手順が大事

93

### 26 責任者、出て来い

倒産した工務店の責任はどこへ行く

27 証拠は残る

鉄筋のかぶり厚さの確認は工事監理の要

28 科捜研でも無理

塗膜を分析しても、塗装材料の証明はできません

29 地雷原を行く

目視確認ができない工事には細心の配慮を

30 霞を食べては生きていけない 108

適正価格で品質も職人も守れ

31 建築家が直接職人に指示を出してはいけません 契約は絶対だ 11

32

秘密警察か?

33 工事監理は監視にあらず

物事には順序がある 施工者の自主検査が監理業務の出発点 116

CONTENTS

83

#### 34 ツボを押さえる 抽出確認で問われる工事監理者の能力

35 抽出による確認の基準を考える 「初乗り料金」は2%まで 121

36 ゼロの証明

過失がなかったことを証明できる記録を残す

37 大岡裁き

やり直しが発生したら、状況を総合的に判断せよ

#### 制 度に対する心得 131

38 ダメ、絶対にダメ! 違法設計に手を染めたら、もう終わりです

39 裁判は大きなストレス 正義が勝つとは限らない

135

40 言いたい放題

民事裁判は最大の請求を言ってくる

工事監理は建築家賠償保険の谷間

それは保険で補填されません

141

41

これからは枕を高くして

145

42

43 国民は誤解している 住宅瑕疵担保履行法は建築家を守ってくれる

保険で得られる安心より人を信じる安心を

独創的な設計の住宅は建てられなくなります 無難がいちばん?

44

45 建築確認申請に翻弄される建築家たち 一人二役にはかなわない 154

建築の設計は断じて「請負」にあらず 裁判長、異議あり!

46

#### 47 結果責任ではなく、過失責任だ 工事監理が請負なら辞めます 161

- 48 **個人に負わされる無限の** 責任 困るのは誰?
- 49 建築士法では工事監理はできない 全知全能の神? 167
- 50 死亡の届けを出さないと罰せられます 死して過料を残さず 170

#### ダモク 建築士法の罰則規定を知っていますか レスの 対の下 173

付録

あとがき 181

用語の意味

築 建築物を発注する者(施主ともいいます)。

建 建 築 士 主 建築士法で規定された資格で、 建築士の免許を受けた者しか建築物の設計、

工事監理等の業務ができない。

建 築 家 建築の設計・監理業務のみを専業にしている建築士で、 するような業種から独立した者。 建築主と利害が対立

管理建築士 建築士法に基づく建築士事務所 事項の総責任者。 (建築設計事務所) の業務にかかわる技術的

計 者 建築主に依頼されて建築物を完成させるための設計図書を作成する者。 家の場合もあるし、工務店に所属する建築士の場合もある。

建築

設

計 図 書 建築物の建築工事の実施のために必要な図面、 仕様書、計算書をいう。

工 設 事 監 理 を確認すること。 工事を設計図書と照合し、 それが設計図書のとおりに実施されてい るか否か

工 務 店 建築物を工事請負契約等によって工事する者(ゼネコン・建設会社・建設業 建築主に選任されて、 工事監理をする者。

CONTENTS □15

## 工事監理者は専制君主?

監理者が踏み込めない工務店の領分

建築主の依頼に応えて、 ペンキ職人を変えてほしいと言ったのに、 仕上がりが悪くなった。 する裁判を起こしました。その中で、建築主は工事監理者に対して、 る建築工事が完了した後に、 このような主張が行われました。 下請け業者、 これは工事監理者の指導がなかったことが原因である。 建築主が工務店と設計事務所とを相手取って、 もしくは下請け業者のペンキ職人を交代させる義務があ ペンキ職人が交代することなく仕事を続けたために 技量の劣る下請け業者の 工事監理者は 瑕疵工事に関

を交代させることができるか否かが問われています。 工事監理者の指導責任とは何かが問われているのが一つ。 そして、工事監理者は下請け業者

は下請け業者と契約をしている工務店だけなのです。 工事監理者と下請け業者との間には、 工事監理者は下請け業者を、 ましてやその業者が雇った職人を交代させることはできません。 何らの契約もないからです。交代させることができるの 工事監理者にできることは、 技量の劣る

下請け業者の仕事に対して工務店に改善を求め、下請け業者を変えてほしければ、建築主告を受けた建築主は、工務店に直接下請け業者を変えるように要求することができます。どうを変えるように要求することができます。どうが直接工務店と話し合う必要があるのです。

気中に含まれるチリの存在、湿度の変化等さま気中に含まれるチリの存在、湿度の変化等さま気中に含まれるチリの存在、湿度の変化等さま気中に含まれるチリの存在、湿度の変化等をする製品と、現場で塗装するものとでは、その仕る製品と、現場で塗装するものとでは、その仕る製品と、現場で塗装するものとでは、その仕る製品と、現場で塗装するものとでは、その仕る製品と、現場で塗装するものとでは、その仕る製品と、現場で塗装するものとでは、その仕る製品と、現場で塗装する物の下地精度や、空場での塗装は、塗装をする物の下地精度や、空場での塗装は、塗装をする物の下地精度や、空間が悪いが、できまれるチリの存在、湿度の変化等さまます。



建築主とのかかわりにおける心得

□ 53

## 責任者、出て来い

倒産した工務店の責任はどこへ行く

られることがあります。 に瑕疵や不具合が発生したら、 08 八つ当たり…」 0) 項で述べ 補修工事の費用請求や損害賠償責任の矛先が設計事務所に向け たように、 施工した工務店が倒産し てしまった後、 工事内容

建築士としての専門家責任を問うことができるのです。 者の責任を問うことができなくなるだけで、建築士資格を持った管理建築士や工事監理者に、 計事務所だけです。工務店はほとんどが法人ですから、 工務店が消滅してしまった後、 しかし、 設計事務所の場合はたとえ倒産し消滅してしまったとしても、 建築主と直接契約を交わした工事関係者として残るの 倒産すれば実体がなくなってしま 設計事務所の開設 ま

原因を工事監理のミスとして、 身に降りかかってくる火の粉は自分で振り払わなければなりません。 建築主にとって、 倒産した工務店を相手にするよりも、 工事監理者に責任を問うほうがはるかに簡単なのです。 現に発生している瑕疵や不具合工事

者が負うことになるのです。

現疵や不具合工事の原因が、工事監理者にはないこ

現流や不具合工事の原因が、工事監理者にはないこ

現流や不具合工事の原因が、工事監理者にはないこ

なります。

なります。

なります。

なります。

なります。

ないためだと考えます。

倒産した工務店の責任、

れていないためだと考えます。

倒産した工務店の責任、

のような事態が起こるのは、建築主、法律家、市

を記録類で証明することが最も大切です。次に施工者ではありますが、工事監理業務に瑕疵がなかったことすることができるのでしょう。これは大変困難なことでは、倒産した工務店の責任をどのようにして証明

□ 97



施工者とのかかわりにおける心得  $96\,\Box$ 

## 物事には順序がある

施工者の自主検査が監理業務の出発点

水漏れ等はないか? 品質記録類が作成されるのです。 検査が工事監理を行う出発点になるということです。 にして確認対象工事に応じた合理的方法により行う、 「工事と設計図書との照合及び確認」の方法として、 二〇〇九年九月に国土交通省が策定した、 設計図書どおりの品質で工事が実施されているか? 等々を検査するものです。 主要な工事が完成したときに、 工事監理ガイドラインにも記載されています 施工者から提出される品質記録類をもと 施工者が行う自主検査により、 とあります。 施工者自ら完成した工事内容 工事内容は安全なものか? つまり、 施工者が行う自主 前述した

図書どおりであるかどうかを品質記録類で確認し、 る確認を行うのです。 工事の施工精度、品質管理はすべて施工者の責任なのです。工事監理者は、施工内容が設計 施工途中の内容を確認するのでは、 確認するべき内容は、 その後の工事の進捗により変更が生じた場合、 施工者が前もって検査をした内容であるべきなの 品質記録類をもとに立会い確認や抽出によ

支量り合る工券にするからです。

経験の少ない施工者では施工内容の良し悪しを判断できないことがあり、 経験による工事をしてしまうこともあり、 職人任せにしたりします。職人任せにすると、中には設計図面に忠実な工事ではなく、職人の 技量の劣る工務店では、自主検査の手間を省き、品質管理記録を作成しない施工者もいます。 結果として間違った工事内容になることもあるの 施工内容を下請けの

この場合、 工事監理者が直接職人と工事内容にかかわる会話を交わすと混乱が起こる恐れが



はできません。はできません。

施工者の自主検査が確実に行われない

## 裁判長、異議あり!

建築の設計は断じて「請負」にあらず

計業務を請負契約としたのでしょうか。 かの二通りの判例があり、 ました。これまでは建築設計契約を「請負契約」とするか 判決を不服として最高裁に上告されましたが、 般に建築設計契約は請負契約である」。 裁判所の判断は分かれていました。 二〇〇九年四月二十三日に東京高裁で下さ 却下され、 九月三日に東京高裁判決が確定し 「委任契約(準委任契約)」とする では東京高裁は何を根拠に、 れ たこ

その仕事の結果に対して請負人に報酬を支払うことを約束する契約です。 よって成立する契約です。 (準委任契約)」とは、 ちなみに「請負契約」とは、 法律行為でない事務を相手方に委託し、相手方がこれを承諾することに 当事者の一方がある仕事を完成させることを約束し、 そして、「委任契約 相手方が

七倍もかかる設計をした建築家を債務不履行で訴えたものでした。建築家は設計途中で、 この建築訴訟の概要を簡単に述べると、住宅の設計を依頼した建築主が、工事予算額の

ら予算オーバーの図面は価値がない」というものです。 たと主張しています。 するグレー ドでは予算がオーバーすると何度も建築主に助言したが、建築主が聞き入れ 裁判官の判断は建築主側の主張に沿ったもので、 「設計行為は請負だか なかっ

えることができるようになってしまいます。 されると当初のイメージした色調ではなくなった」等々の理由でも、 もなく完成させる約束をするものであるとするならば、 い」「自分が伝えた仕上げの色調を見本で見せてもらったが、実際に完成して広い範囲に使用 ーだけにとどまらず、 それでは仮に建築設計契約が請負契約だとして、建築主が夢想し希望する建物を寸分の 「完成した家が、自分がイメージし建築家に伝えたとおりの建物ではな 建築主の言い分は予定工事金額オー 建築家を債務不履行で訴 バ

務不履行で訴える」となってしまいます。これは設計行為ではありません。こんなことがまか り通れば、 する建物を、 り咀嚼しながら熟考の時を過ごし、 建築主の曖昧で不明確な要望を形にしていくものです。 建築家は、 建築の設計は、建築主とコミュニケーションをとりながら、 世界中の建築家は死に絶えてしまうでしょう。 自分自身のフィルターを透した裁量を働かせます。この建築家の裁量こそが設計行 創造行為なのです。 寸分の狂いもなく図面上にトレースするだけであり、 このことが否定されると建築家の仕事は、 一つの答えに到るのです。 つまり、 この行為の中では、 建築の専門知識や法律を遵守し 建築主の意向と想いを推し量 それができない建築家は債 「建築主が 当然ながら ジ

# 個人に負わされる無限の責任

監理を引き受ける建築家がいなくなって、困るのは誰?

ユーニュー・スローニー・コーニー・コー・ボー・建築家が問われる責任の一つに、専門家責任があります。

豊かな建築家も、 いうものです。 専門家責任とは、専門家として 建築の設計においても工事監理においても同様です。 区別なくその責任は同等に問われるのです。 の当然の知識と行動を発揮することで、 経験の浅い建築家も経験 不作為を許さな 17

工事監理者に責めを負わせる場合もあります。 にも膨大になってしまいますが、 0 者の責任において、 工事監理にお ために起こる事態だと思います。 .かを確認することをいう)に書かれている事を字句の表面だけを見て解釈すると、あまり 下請負業者、職人、建築材料メ ける専門家責任を、 工事を設計図書と照合し、 裁判では工務店の責任であろうと考えられるような内容まで 建築士法第二条第七項(この法律で「工事監理」 カー のそれぞれの役割と責任範囲を明確に理解してい 建築に携わる建築主、 それが設計図書のとおり実施されているか 設計者、 工事監理者、 ح は、 61



法人は、倒産ないしは解散すると責任が追及法人は、倒産ないしは解散すると責任が追及されなくなる場合がありますが、建築家、設計されなくなる場合がありますが、建築家、設計される連築士資格者の行う工事監理業務を、不までも続きます。それほど重い責任を負わされまでも続きます。それほど重い責任を負わされまでも続きます。それほど重いますが、建築家、設計されなのは恐ろしいことだと思います。

看視者 (工事内容の間違いやミスは絶対に見逃難第を行うしかないのです。工事内容に瑕疵や業務を行うしかないのです。工事内容に瑕疵や業務を行うしかないのです。工事内容に瑕疵や業務を行うしかないのです。工事内容に瑕疵や業務を行うしかないのです。工事内容に瑕疵や業務を行うしかないのです。工事内容に瑕疵や業務を行うしかないのです。工事内容に瑕疵や業務を行うしかないのです。工事監理の内容や建築家たちは自負を込めて、工事監理の内容や建築家たちは自負を込めて、工事監理の内容や建築家たちは自負を込めて、工事監理の内容や